

特256

79

昭和十六年

田邊町勢要覽

西牟婁郡
和歌山縣



0032656-000

特256-79

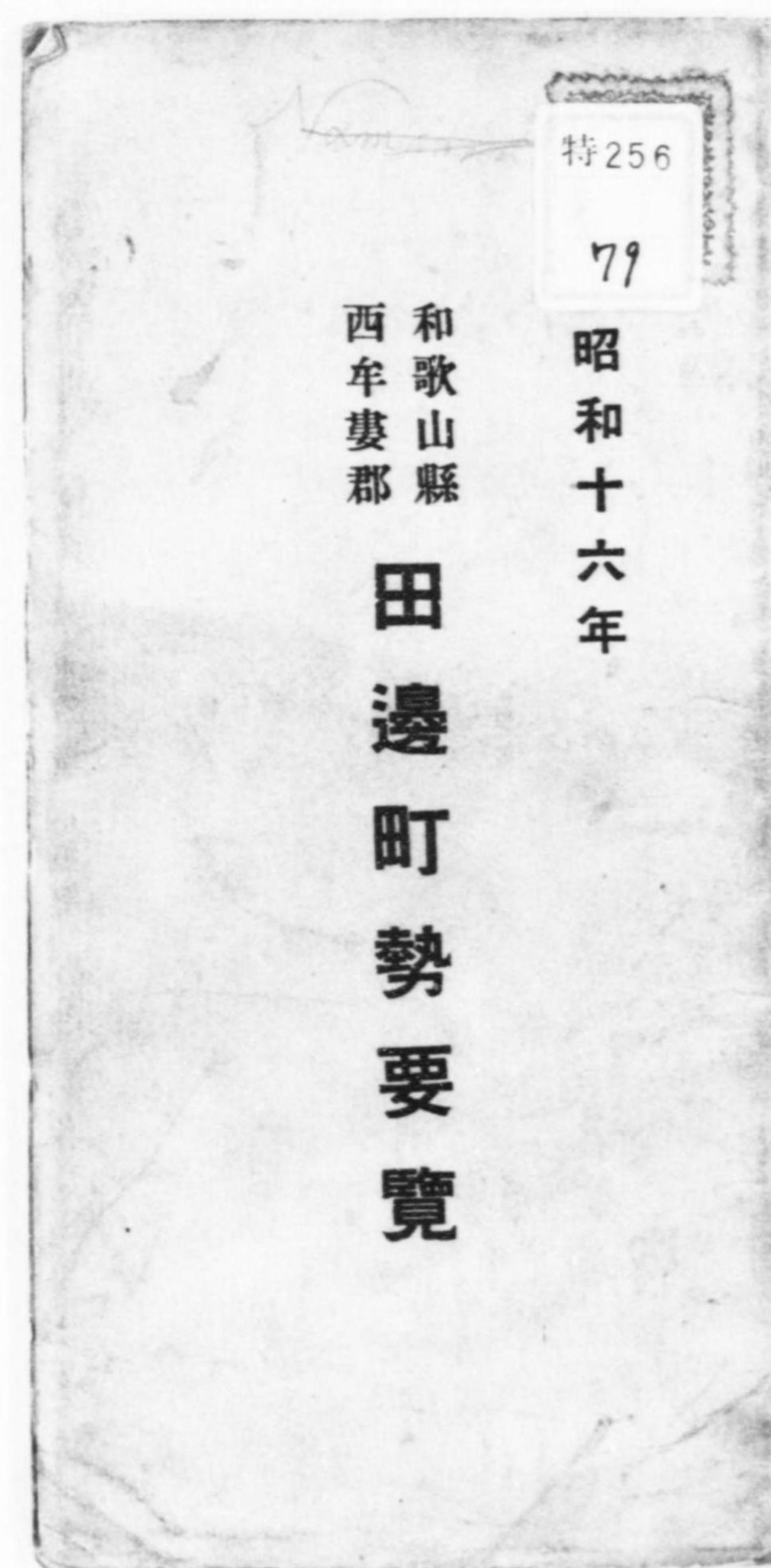
和歌山県西牟婁郡田辺町勢要覽

田辺町

昭和16年

昭和16

AFB



特256
79

年五十和局
邊田
斷勢要覽

【製調月四年六十和昭】

名勝・舊蹟

(田邊驛)

鶴神社

(田邊驛より自動車約二分)

開創は人皇十九代允恭天皇八年九月熊野權現を此地に勧請し「田邊の宮」と稱し奉つたに始まる。云ふ然し又之よりも以前より何等かの建造物が安置されて居たとも傳へられる。

其の後熊野別當湛快の時新たに天照大神以下十一神を勧請して「新熊野」^ミ稱し奉つた湛快の子湛増が田邊に住んで熊野別當を繼ぎ元暦元年源賴朝平家追討の時に赤、白の鶴を社前に闘はせ白鶴が勝を占めた結果源氏に當し屋島の合戦に参加した社號の開鶴神社は之に由來する云はれて居る。

寶物多し舊記には「萬代記」及「田邊大帳」がある。

扇ヶ瀬

(田邊驛より自動車約三分)

大字上屋敷町會津川口の東岸大瀬波止場より磯間の海濱に至る一帯の海濱である。松林地帯を形成す。慶應三年駒屋義助が此處から兵船を艦して四國に渡る時、形狀扇の如くその美しいを賞して扇ヶ瀬と命名した云ふ。

白砂青松相映じ、風光極めて明媚、紀南の勝地として知られ、夏期は海水浴、林間學校、キャンピング等に絶好の適地である。

大正十四年六月和歌山縣より名勝に指定せられた。

天神崎

(田邊驛より自動車約七分)

大字元町の天神崎は田邊驛の北西を擁し背後の天神山は南に渺茫たる大平洋を望み、東は田邊驛及び田邊市街を眺め西に目良浦、元嶋を俯瞰し遙かに四國の山を望み風光頗る雄大である。岬端に近く千疊敷と稱する岩礁平かな廣地がある。

行楽に適するから春秋の候には子女の遊園地となり海岸一帯は魚釣りに妙だ。

元嶋

(田邊驛より自動車及び船約二十分)

元嶋は目良を距る海上約一、二丁の所にあって元島、小元島、辨天島の三つより成る。

元嶋の山林面積は二丁三反、畝拾九歩、小元島二反九歩、辨天島六反二十七歩で共に周圍には砂浜及び岩礁があり風光明美佳で魚釣りによく、遊歩に適して居る。

大正十四年町費を投じて小亭を建築して宴席等の用に開放し、同十五年、目良賛賛會は辨財天を島内に勧請して社祠を建立し、目良元嶋の中央海面に大鳥居を建設した。

牛の鼻の窟

(田邊驛より自動車約八分)

元町笠ヶ谷(○四二番地)に近い海濱にあって、内部の高さ約二間廣さ約五間の貫通した岩窟で、外觀の形狀鳳牛が首を延べたやうな所から「牛の鼻」の名がある蓋し姓吉熊野神渡御の舊跡である此の海濱に「角貝」云ふ牛の角に似た白色の貝を産するもの一奇である(十返舎一九の金の草鞋をも見よ)

大正初年の頃、附近に茶店を設け遊覧客を迎えてゐる

設した。

大字神子瀬菖蒲谷七一七番地の田の中にあり、高さ約四間、幅約三間半形狀が獅子舞の頭とした所に酷似して居るので有名である。

獅子舞岩

(田邊驛より自動車約七分)

大字神子瀬菖蒲谷七一七番地の田の中にあり、高さ約四間、幅約三間半形狀が獅子舞の頭とした所に酷似して居るので有名である。

編輯發行人 那須孫
印 刷 所 笠 松 印

昭和十六年八月廿日印制
大字神子瀬文里の温泉は紀伊の松島を

中位し昭和十一年夏開湯泉質の効果

きと田邊町の行樂地として好評を博し

きと田邊町の行樂地として好評を博し

ため多數の自炊室を設け其他家庭的

施設も完備して居る。

大字福路町字清水に辨慶松あり、樹

高一丈三尺の大樹である。

往時關東又は東北地方より熊野へ參詣

舊蹟と稱して必ず田邊の城下に宿し膳

て食せし事「紀伊名所圖會」にも見ゆ

又此の松の葉を取つて持ち歸つた云

六月縣より天然記念物に指定せられた。

大字福路町字清水に辨慶松あり、樹

高一丈三尺の大樹である。

往時關東又は東北地方より熊野へ參詣

名勝・舊蹟

磯間浦

(田邊驛より自動車約五分)

大字漢字磯間の海濱を云ふ。
扇ヶ濱の東に接し、東は神子瀬の六本鳥居の瀬に隣る
三塙崎と稱す。この磯間浦の内に神島、旗島、島島、潮戸半島の連
山等を望み風景極めて佳なり。

(田邊驛より自動車約一分)
開創は人皇十九代允恭天皇八年九月熊野權現を此地に
勅請し「田邊の宮」と稱し奉つたに始まる。云ふ然し又
之よりも以前より何等かの建造物が安置されて居た事
も傳へられる。

其の後熊野別當満快の時新たに天照大神以下十一神を
勅請して「新熊野」と稱し奉つた満快の子湛増が田邊
に住んで熊野別當を繼き元暦元年蘇我朝半家追討の時
赤白の鸞を社前に闕はせ白鸞が鷦が占めた結果源氏
に當し屋嶋の合戦に参加した社號の開鷦神社は之に由
來する。云はれて居る。寶物多し舊記には「萬代記」及「田邊大帳」がある。

(田邊驛より自動車約三分)
大字上屋敷町會津川口の東岸大濱波止場より磯間の海
濱に至る一帯の海濱である。松林地帯を形成す。

慶應三年脇屋義助が此處から兵船を織じて四國に渡る
時、形狀扇の如くその美しいを賞して扇ヶ瀬と命名
した。云ふ。白砂青松相映じ、風光極めて明媚、紀南の勝地として
知られ、夏期は海水浴、林間學校、キャンピング等に
絶好の適地である。

大正十四年六月和歌山縣より名勝に指定せられた。

天神崎

宗祇庵趾

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町の天神崎は田邊駒の北西を擁し背後の天神山
は南に済沱たる大平洋を望み、東は田邊駒及び田邊市
街を眺め西に目良浦、元島を俯瞰し遙かに四國の山を
望み風を頗る雄大である。

岬端に近く千疊敷と稱する岩礁平かな廣地がある。
行樂に適するから春秋の餘には子女の遊園地となり海
岸一帶は魚釣りに妙だ。

元島

辨慶松

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町の元島は田邊駒の北西を擁し背後の天神山
は南に済沱たる大平洋を望み、東は田邊駒及び田邊市
街を眺め西に目良浦、元島を俯瞰し遙かに四國の山を
望み風を頗る雄大である。

元島の山林面積は二丁三反二畝拾九歩、小元島二反九
歩、辨天島六反二十七歩で共に周囲には砂浜及び岩礁
があり風光明佳で魚釣りによく、遊歩に適して居る。

大正十四年町費を投じて小亭を建築して宴席等の用に
開放し、同十五年、目良保険會は辨財天を島内に勧請
して社祠を建立し、目良元島の中央海面に大鳥居を建
設した。

牛の鼻の窟

文里温泉

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約八分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

獅子舞岩

宗祇庵

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約七分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡となつて居る。
出立は萬葉集其他古歌の名所であるが、明治四十年二
月上ノ山の王子社(今は八立稻荷神社)と云ふに合祀さ
れ跡地には「出立神社の跡」と刻した石碑を残すに過ぎ
ないが、大正十四年六月和歌山縣より史蹟に指定さ
れた。

(田邊驛より自動車約一分)

大字元町字古町二〇八番地にあつて面積四十一坪あり
大字元町字出立三二七番地にあつて熊野九十九皇子の
一つである。現在は古町三尾ノ崎即ち古尾青年會館跡

416
457

